

静岡県結核指定医療機関指定等取扱要領

(趣旨)

第1 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）の規定に基づき、法第38条第2項に規定する結核指定医療機関の指定の手續等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2 法第38条第2項に規定する結核指定医療機関の指定を受けようとする医療機関の開設者は、法第38条第2項の規定による知事の指定を受けようとする場合は、様式第1号による結核指定医療機関指定申請書に医療機関であることを確認できる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 前項の指定に際して指定日を遡及し指定を受けたい場合は、様式第1号別紙による結核指定医療機関遡及指定願を、知事に提出しなければならない。

(指定の基準)

第3 知事は、申請者及び申請内容等が別表に規定する要件に適合すると認めるときは、結核指定医療機関として指定するものとする。

2 知事は、第2第2項の規定により結核指定医療機関遡及指定願の提出があった場合には、やむを得ないと認める場合に限り、前項の指定を遡及して行うものとする。

(指定事項の変更の届出)

第4 結核指定医療機関は、次の各号に掲げる事由が発生したときは、その開設者は様式第2号による結核指定医療機関変更届を知事に提出するものとする。

- (1) 医療機関の名称の変更
- (2) 医療機関の所在地の変更
- (3) 開設者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は法人の所在地）の変更

(休止等の届出)

第5 結核医療機関を休止又は休止後に再開しようとするときは、様式第3号による結核指定医療機関休止（再開）届を提出するものとする。

(指定の辞退)

第6 結核指定医療機関は、法第38条第8項の規定により指定を辞退しようとするときは、様式第4号による結核指定医療機関指定辞退届を、第1号から第4号及び第7号にあっては指定の辞退の日の30日前までに、第5号、第6号にあってはすみやかに知事に提出するものとする。

- (1) 開設者の変更する場合
- (2) 開設者を個人から法人、又は法人から個人に変更する場合
- (3) 医療機関を休止又は廃止する場合
- (4) 診療所を病院に変更し、又は病院を診療所に変更する場合
- (5) 開設者が死亡又は失踪宣告を受けた場合

- (6) 医療法第 29 条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 75 条第 1 項に規定する医療機関の閉鎖、許可の取消処分を受け、結核医療機関としての業務を実施することができなくなった場合
- (7) その他の事由による場合

(意見聴取)

第 7 知事は、第 2 の指定申請及び第 4 の変更の届出を受理したときは、当該医療機関の申請・届出内容が第 3 に定める指定の条件に適合するか、静岡県結核対策推進委員会の委員等結核治療に係る専門的な知識を有する者等の意見を聴くことができる。

(結核指定医療機関台帳)

第 8 知事は、法第 38 条第 2 項に規定する結核指定医療機関を指定したときは、様式第 5 号による結核指定医療機関台帳に、必要な事項を記載するものとする。

(処分の報告)

第 9 結核指定医療機関は、医療法第 24 条、第 28 条若しくは第 29 条、健康保険法第 80 条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 72 条第 4 項若しくは第 75 条第 1 項に規定する処分を受けたときは、すみやかにその旨を知事に報告するものとする。

(報告、書類の提出及び改善指導)

第 10 知事は、法第 38 条第 3 項から第 7 項までの規定に違反したとき、法第 37 条及び第 38 条に規定する医療を行うについて不適当であると認められるに至ったとき、第 9 の処分の報告があったとき又は必要があると認めるときは、結核指定医療機関に対して、必要な事項についての報告又は書類の提出を求め、必要な改善指導を行うことができるものとする。

(指定の取消し)

第 11 知事は、前条の改善指導に従わないときは、その指定を取り消すことができるものとする。

(聴聞の機会)

第 12 知事は、第 11 の規定により指定の取消しを行おうとするときは、静岡県行政手続条例（平成 7 年静岡県条例第 35 号）第 3 章第 2 節の規定の例により、結核指定医療機関に対し、聴聞を行わなければならない。

(その他)

第 13 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(書類の提出)

第 14 この要領の規定により提出する書類は、病院若しくは診療所、薬局の所在地を管轄する保健所長を経由して知事に提出するものとする。

2 前項の提出書類の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

附 則

- 1 この要領は、平成27年10月30日から施行する。
- 2 この要領の施行前に行われた、法第38条第2項に規定する結核指定医療機関の指定は、この要領の相当規定により行われた指定とみなす。

別表（第3第1項関係）

結核指定医療機関指定基準

- ・健康保険法（大正14年法律第70号）第65条に規定する保険医療機関又は保健薬局であること
- ・法第37条第1項に規定する医療を担当するため、同法第41条の規定による診療報酬の基準を満たすものであること。